役員の報酬等に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第２５条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。

（２）常勤役員とは、役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。

（３）非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。

（報酬等の支給）

第３条　報酬等の支給は、次の各号に定めるところによる。

（１）常勤役員については、報酬及び賞与を支給する。

（２）非常勤役員については、報酬等を支給しない。

（報酬等の算定方法）

第４条　常勤役員に支給する報酬及び賞与の額は、次の各号に定める額を勘案して、評議員会において決議する。

（１）報酬　山梨県関係団体に再就職した山梨県職員の給料決定基準として山梨県が示す額

（２）賞与　事務局職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第２条に規定する期末手当及び勤勉手当に準じて算出した額

（報酬等の支給方法）

第５条　報酬等の支給方法については、職員給与規程の例による。

（費用弁償）

第６条　役員が法人業務を行う場合は、別に定める役員等の費用弁償に関する規程に基づき、費用を弁償する。

（通勤手当）

第７条　常勤役員に、通勤手当を支給する。

２　前項の通勤手当について、その額、計算方法及び支給に関しては、職員給与規程の例による。

（公表）

第８条　本会は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第９条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（委任）

第１０条　この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

１　この規程は、平成２９年６月１３日から施行し、平成２９年７月１日から適用する。

２　平成２４年５月２９日施行の役員の報酬に関する規程、及び平成１８年４月１日施行の常勤役員の報酬及び手当に関する規程は、廃止する。

３　この規程は、令和７年４月１日から施行する。